### 東品川二丁目防災桟橋平常時利用要綱

制定 平成 2 8 年 1 1 月 7 日 区長決定 要綱第 2 4 9 号 改正 令和 3 年 3 月 2 4 日 部長決定 要綱第 5 4 号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が所管する東品川二丁目防災桟橋(以下「桟橋」という。) の平常時利用に関する事項を定め、桟橋の活用を図ることにより、地域や水辺の活性 化に寄与することを目的とする。

(名称等)

第2条 桟橋の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東品川二丁目防災桟橋	品川区東品川二丁目3番地先

(用涂)

- 第3条 桟橋は次に掲げる用途に利用することができる。
  - (1) 営業または事業の用に供する船舶の発着
  - (2) 地域振興に資するイベント等を実施する船舶の発着
  - (3) 学校教育その他学術研究を目的とする船舶の発着
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に認めるもの

(利用料および利用時間)

- 第4条 桟橋の利用料は、無償とする。
- 2 桟橋の利用時間は、原則として午前9時から午後10時までの間とする。

(利用者)

- 第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 品川区内に所在する舟運事業を営む法人
  - (2) 桟橋から半径1km以内に船舶を係留し舟運事業を営む者
  - (3) 定期航路事業で本桟橋を利用する法人
  - (4) 品川区ならびに第3条第2号および第3号を実施する者
- 2 前項に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたもの。

(利用者の登録)

- 第6条 桟橋を利用しようとする者は、利用者登録申請書(第1号様式)に次に掲げる 書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、前条第1項第4号に該当す るものについてはこの限りではない。
  - (1) 海上運送法その他の法令の規定に基づく免許証、許可証、届書等の写し
  - (2) 船舶安全法第9条1項に規定する船舶検査証の写し
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 利用者の登録の有効期間は、利用者の登録の承認を受けた日から利用者の登録の承認を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。
- 3 第7条の規定により利用者の登録の承認を受けた者(以下「利用登録者」という。) が、利用者の登録の承認を受けた内容を変更しようとするときは、利用者登録変更申 請書(第2号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(利用者の承認)

第7条 区長は前条の規定による申請が適当と認めるときは利用者登録承認書(別記第3号様式)を、不適当と認めるときは利用者登録不承認書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用者登録承認の取消し)

- 第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の登録の承認を取り消 すことができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により利用者登録の承認を受けたことが判明したとき。
  - (3) 桟橋の使用状況が申請内容と異なることが判明したとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

(利用の申請)

- 第9条 桟橋を利用しようとする者は、桟橋を利用しようとする日の6か月前から前日 (前日が休日に当たるときは、前日の前において最も近い休日以外の日)までの間に 利用申請書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、第3条第2号 から第4号までに該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の休日は、次の各号のいずれかに該当する日とする。
  - (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (3) 1月2日、3日および12月29日から31日まで

(利用の承認)

- 第10条 区長は、前条の規定による申請が適当と認めるときは利用承認書(第6号様式)を申請者に交付し、桟橋等の門扉の鍵番号を通知する。
- 2 桟橋の利用の承認は申請書受理の順序による。

### (遵守事項)

- 第11条 桟橋の利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 海上衝突予防法および港則法等、関連する法令を遵守すること。
  - (2) 天王洲アイル周辺運河(京浜運河および高浜運河の一部を含む)においては、引き波をたてぬよう最徐行を行うこと。
  - (3) 「東京湾の運河利用のルール・マナー(東京港運河利用ルール検討会発行、事務局東京都港湾局)」「目黒川通航マナー(品川区発行)」等のルール・マナーを遵守すること。

#### (禁止行為)

- 第12条 桟橋の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 工作物を設置すること。
  - (2) 第三者に鍵の番号を教えること。
  - (3) 立入禁止区域に入ること。
  - (4) 火気を使用し、又は危険物を持ち込むこと。
  - (5) 騒音など近隣の迷惑になること。
  - (6) 利用の権利を譲渡し、又は転貸すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、桟橋の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

#### (利用承認の取消し等)

- 第13条 区長は、桟橋の利用者が次に掲げる事項に該当するときは、桟橋の利用承認を取消し、または利用を停止することができる。この場合において、区長は、当該承認の取消しまたは利用の停止に起因する利用者に係る一切の費用を負担しないものとする。
  - (1) 桟橋の利用者が、この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 事故等により桟橋が利用できなくなったとき。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。
- 2 区長は前項の取消しまたは停止を行うときは、利用承認取消し(利用停止)通知書 (第7号様式)により利用者に通知するものとする。

#### (現状回復の義務)

第14条 桟橋の利用者は、桟橋の利用を終了したときは、直ちに当該桟橋を現状に回

復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、または利用を停止されたときも同様とする。

### (損害賠償の義務)

第15条 桟橋の利用者は、桟橋を損傷し、もしくは汚損し、または滅失した場合、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、または免除することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用者登録申請書

年 月 日

(あて先)品 川 区 長

(申請者) 名 称 代表者

下記のとおり登録を申請します。

申請者(法人名称等)	
所在地	
代表者	
担当者の連絡先	所属:
	氏名:
	電話番号:
事業の形態 <i>※いずれかの番号に〇</i>	1 品川区内に所在する舟運事業を営む法人 2 桟橋から半径1km以内に船舶を係留し舟運事業を営む者 3 定期航路事業で本桟橋を利用する法人
添付書類 ※添付書類全ての	

- 1 海上運送法その他の法令の規定に基づく免許証、許可証、届出等の写し
- 2 船舶安全法第9条1項に規定する船舶検査証の写し
- 3 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用者登録変更申請書

年 月 日

(あて先)品 川 区 長

(申請者) 名 称 代表者

下記のとおり登録内容に変更がありましたので申請します。

申請者(法人名称等)	
所在地	
代表者	
担当者の連絡先	所属: 氏名: 電話番号:
変更内容	
変更理由	
添付書類	

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用者登録承認書

			第		号
			年	月	日
(申請者)	様				
		品川区長			印
下記のとおり登録を承	認します。				

記

登録名称							
所在地							
代表者							
登録期間	年	月	日 から	年	月	日まで	で

※利用の申請の際は、上記の登録名称を記入してください。

## 第4号様式(第7条関係)

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用者登録不承認書

 第
 号

 年
 月

 日

(申請者) 様

品川区長

年 月 日付けで申請がありました平常時利用者の登録について、下記の理由により登録の不承認を決定しましたので、通知します。

記

<不承認理由>

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用申請書

年 月 日

(あて先)品 川 区 長

(申請者) 名 称 代表者

下記のとおり利用を申請します。

利用日時	年	i	月	日	時	分	から
	年	Ē	月	日	時	分	まで
利用目的							
利用船舶							
担当者の連絡先	所属:						
	氏名:						
	電話番号:						

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用承認書

			第		号
			年	月	日
(申請者)	様				
		品川区長			印

下記のとおり申請を承認します。

記

利用日時	年	月	目	時	分	から
	年	月	目	時	分	まで
利用船舶						

### 利用条件

- 1 安全には十分留意すること。
- 2 目的以外の利用はしないこと。
- 3 利用中の事故等については、利用者の責任においてすべて対処すること。
- 4 門扉の開閉および施錠管理を確実に行うこと。
- 5 利用者以外が入りこまぬよう留意すること。
- 6 利用後、片づけ・清掃を行うこと。

## 第7号様式(第13条関係)

# 東品川二丁目防災桟橋平常時利用承認取消し(利用停止)通知書

			第		号
			年	月	日
(申請者)	様				
		品川区長			印

年 月 日付けで承認しました平常時利用について、下記のとおり利用承認の取消し(利用停止)を決定しましたので、通知します。

取消	し(利用停止)理由	1 桟	憍の利用	者が、利	用要綱の	規定に違	反したと	<b>ごき。</b>	
		2 事	2 事故等により桟橋が利用できなくなったとき。						
		3 区:	3 区長が必要と認めるとき。						
取消	利用日時		年	月	日	時	分	から	
しし			年	月	目	時	分	まで	
内 容	利用船舶								